



第 43 号 2024. 6. 28
発行
山形県介護福祉士会広報委員会
事務局
山形県総合社会福祉センター内

第 12 回通常総会が開催されました



令和 6 年度一般社団法人山形県介護福祉士会第 12 回通常総会が 5 月 18 日(土)14 時より山形国際交流プラザビッグウイングにて、開催されました

令和 5 年度の収支決算・実施事業報告につきましてご承認いただき、令和 6 年度事業計画・予算案につきましても承認頂きました。依って当会の新年度がスタート致しました。尚、今年度は役員改選期になっており、総会の場において、新役員が決定しました。(新役員は下記に表示) 代表理事はじめ 14 名で運営にあたります。かなり厳しいなかでの運営になりますが、皆で尽力致しますので、何卒ご支援、ご協力を下さいますようお願い申し上げます(役員一同)。

総会時研修



介護福祉士が現場で毎日かわる要支援者への食事介助について、山形県立中央病院 摂食・嚥下障害看護認定看護師 景澤啓子氏より『食事介助で伝えられること ~安全な食事摂取を目指して~』をテーマにご講演をいただきました。日々の業務に大変参考になった研修でした。

新 役 員(順不同)							
最北	斎藤幸子(事務局長) 佐藤友彦 森 富喜子	置賜	佐々木利典(代表理事) 平野江美 中川亜希子	庄内	池田隆晃(副会長) 金子紘也 岸 高之		
村山	安達秀則(副会長) 高瀬博行	養成校	三瓶典子	監事	武田友祥 阿部智恵美		
各 支 部 長							
最北	柴田順子	庄内	本間幸孝	村山	岩崎勝也	置賜	杉浦隆浩

ファーストステップ研修についてのお知らせ

ファーストステップ研修を受講するに当たり、事業所において研修の受講支援等を行っている場合は、厚生省が示す令和 7 年度以降の処遇改善加算に係る職場環境等要件に「ファーストステップ研修が位置づけられましたので、是非多くの方のご参加をお願い致します。その上で認定介護福祉士を目指しましょう!

なお、研修会場はまがまち荘の岩崎施設長様のご好意により全日程お借りすることが出来ました。他の研修についても同様にご支援頂いております。大変ありがとうございます。つきまして、山形県介護福祉士会ホームページをご覧ください。

【ファーストステップ研修を受講して今後に生かしたいこと】

私は令和元年 2 年度から令和 3 年度の 2 年かけて受講しました。遡ること 18 年前の平成 18 年に私は介護の仕事に就きました。それから平成 22 年に介護福祉士を取得してからというもの徐々に、自身の中に介護職としてのやりがいと向上心湧き上がってきていることに気づき始めました。そのほかの福祉関係の資格を取得していくうちに自信もみなぎってきたある日、他の専門職の方と各職種の専門性について話す機会がありました。私は明確な返答ができず、さらにその方が仰ったことは、介護職を蔑んだ内容でした。今でもその時の憤り、悔しさ、自分に対しての不甲斐なさは忘れられません。そのことをバネにファーストステップ研修全 14 科目を受講した今では、様々な武器を手にした感覚です。私は現在、自職場内で多くの職員に対して指導する立場ですが、介護職としての理論を言語化し、それらの根拠をいかに理解することが重要であるかを伝えていきまた、自分が成長できた研修だと思っております。

池田隆晃

訂正とお詫び 前回の会報に掲載の「時の流れと希望に満ちた介護職」の寄稿された方のお名前を佐藤千穂様と掲載しましたが、正しくは佐藤千賀様でした。大変申し訳ありませんでした。

寄稿リレー

公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部様

「今、介護福祉士に期待すること」

世話人代表 五十嵐元徳氏

まずもって、介護福祉士の皆さまにお伝えしなければならないことは「感謝」です。皆さまのご支援により、認知症の人も含めた多くの家族が自立と両立ができていたことはまぎれもない事実です。

そのような中、介護、福祉を取り巻く種々の状況において厳しさが増していることに家族の会としては強い危機感を持っています。制度の持続可能性とは何を意味するのでしょうか。制度が残っても私達の暮らしが立ちいかなくなるのでは本末転倒です。また、私たちは、介護従事者がいきいきと笑顔で、長く現場で働いて頂くため、基本報酬や各種加算の引き上げを受け入れてきました。しかし、支援してくれている多くの介護従事者の方々の賃金も含めた社会的な評価が、各種基準や報酬制度という枠組みの中で揺さぶられ続けていることにも憤りを持っています。そのため、今まで多くの提言・要望・見解、声明（共同含む）という形で、私達の暮らしと介護従事者の皆様の未来への展望が描けることを目的に、国会や厚生労働省に時機を逃さず働きかけてきました。今後の活動の中においても介護福祉士の皆様のご助言とご支援を切にお願いする次第です。最後に、直近では能登半島地震のように大規模災害が頻発しています。介護・福祉事業所も被災しています。住み慣れた町での私たちの暮らしを守るためにも、DCATとしての活動への理解と組織化にご尽力いただければありがたいと考えています。

連載

「身寄りのない方の施設での看取りについて」

要介護高齢者Aさんは親族から支援を拒絶され、市長申立てにより成年後見の審判の申立てがなされ、私が成年後見人に就いた方です。協力的な親族は一人もおりませんでした。何とか特養に長期入所できました。しかし、入所後数か月で看取りの段階へと進みました。本来、ご家族の本人への想い等を確認し終末期のケア方針を定めるところですが、親族から意向を聞き取ることも出来ず、施設のケアスタッフ、主治医（嘱託医）、成年後見人でカンファレンスを行い、医療同意を行う者がいないことを踏まえて最善と思われるケアを現場スタッフが提供し、その事実を成年後見人も共有し対応することとなりました。そうして間もなくAさんは息を引き取り、成年後見人が死亡診断に立ち合いました。結果として医療同意がない状態で最期まで見守る（看取る）という対応となりました。終末期のケアを提供して下さった施設の方々には深く感謝申し上げます。このような方の死期が近くなると、医療介護スタッフの不安は極めて大きいものとなります。「延命を望みますか？」と問う相手がおられません。「誰が医療同意をするのか？」という発想になるかもしれませんが、それを前提として何が本人にとって最善のケアなのかを身近に関わるスタッフが考え、ケアを提供することが当たり前に行われて欲しいと思いますし、そのあり方については前回の記事でも紹介した厚労省からの「身寄りのない方に対する入院に関するガイドライン～略～」でも取り上げられています。ただし、それを実現する前提として、医療介護スタッフへ何らかの法的な責任が及ばないよう最大限の配慮がされなければならないとも思います。それに関しては自治体の福祉関係職員及び成年後見人等の責務として、事前調査に伴う親族関係の確認及び意向調査、その調査事項の報告を入所施設へ行うべきと考えております。そして、亡くなった際の死亡診断への立会い、ご遺体の引き取り（厳密に言えば葬儀社に安置）に関しては誰が責任をもって対応するのかを、事前に明確に施設側へ伝えることまでして、はじめて身寄りのない方への終末期ケアを医療介護スタッフが過度な不安を抱えることなく提供できるものと思います。

司法書士 佐藤友彦

山形県介護福祉士会



LINE

一般社団法人
山形県介護福祉士会
LINE 公式アカウント



会員交流のひろば

『頼もしい同期』私は平成9年に現職場に入職しました。当時は新病院開設であり、新卒・新採用者が多くいました。それから二十数年、同期6人が残っています。同じ職場で長い間共に仕事をして、沢山の困難な事もありました。もちろん、上司や同僚の助けもあり、恵まれた環境であったと思います。そして今年2月、また新しい組織の立ち上げで、入職時と比較にならない責任と役割の中で、経験を積んでいます。今思うのは、同期ってありがたい、同期って頼りになるという事です。同じ時間と経験をしてきたので、相談や話しの通りが抜群です。1か2言え、10から13くらいになる感じです。まだまだ考える事や作り上げることが山積していますが、同期の強みを活かして何とか形づくりに貢献していきたいと思っています。同期の皆ありがとう。これからも宜しくお願いします。

(置賜支部 平野江美)

【編集後記】みなさん推し活していますか？日頃の疲れを癒やしリフレッシュとして、夢中になれるものがあるといいですね。私は模索中です。自分の時間を大事にして、心も体も健康で暑い夏を乗り切りたいですね。(N.A)